

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊旭川駐屯地
第343会計隊長 福島 将臣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4LX71BB02500	42MS1A84092 0001						
品名 または 件名							
L T E S I M (枚)							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
2,256.00	SH						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊旭川駐屯地				第2通信大隊第4係			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
第2通信大隊第4係				令和7年3月31日 (月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年3月12日（水）11時00分 第343会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 全省庁統一資格申請において、第2項「競争参加資格」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者。
- エ 防衛省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- イ 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

(3) 無効の入札

- ア 第2項及び第7項第1号で示す競争に参加する者に必要な資格がない者の行った入札
- イ 入札金額、入札者氏名及び押印が判別しがたい入札
- ウ その他入札に関する条件に違反した入札
- エ 電報又はFAXによる入札
- オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- カ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

(4) 適用する契約条項
駐屯地標準契約書「物品売買契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」

(5) 落札決定方法

総額（税別）が当隊所定の予定価格の制限内の最低額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低額入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 契約書等の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書等を作成する。

(7) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写し）を提出すること。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は委任状を提出すること。

オ 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の入札に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ、入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約致します。

カ 郵便による入札は認めるが、令和7年3月11日（火）17：00までに会計隊契約班へ必着とする。その際下記入札担当者に到着の有無を確認すること。

キ 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。

ク 同等品で入札を行おうとする場合には、令和7年3月7日（金）までに「入札及び契約心得（別紙様式第4）」による「同等品判定依頼書」を提出して契約担当官等の承認を得ること。

ケ 落札者は内訳書を令和7年3月12日（水）17：00までに提出するものとする。

コ 品名、規格（仕様）、単位、数量、単価、金額の整合性を必ず確認すること。

サ 上記整合性について疑義が生じた場合は、必ず質問・問合せを実施すること。

シ 本入札は、新型コロナウイルス感染防止のため、郵便入札を推奨する。

(8) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班 担当：佐久間

T E L : 0 1 6 6 - 5 1 - 6 1 1 1 (内線 3 3 4 8)

F A X : 0 1 6 6 - 5 1 - 6 0 4 0

M a i l : 343fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

※メール送信される場合は電話連絡を併せてお願いいたします。

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所：旭川商工会議所、旭川駐屯地第343会計隊、

北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>

イ 掲示期間：令和7年2月25日～令和7年3月12日

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
LTE SIM	防衛大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 7年 2月 21日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	第2師団司令部通信課	

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、第2師団が実施、参加する訓練・演習等又は実行動時に使用するに「LTE SIM」の品質を保証するため、要求事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1

グローバルIP

インターネット上で一意に割り当てられるIPアドレスのことであり、インターネットに直接接続されている機器が、いかなる場所のインターネットに接続されている機器からも識別できるようにするためのアドレス

1.2.2

固定IP

インターネットやネットワークに接続する際に、常に同じIPアドレスが割り当てられる仕組み

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第188号（31.1.9）〕

1.3.2 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）〔装管調第7225号（31.3.29）〕

2 一般的要求事項

一般的要求事項は、次によるものとする。

2.1 機能・数量等

品名、規格及び数量は以下の通り。

2.1.1 品名

L T E S I M

2.1.2 規格

J D C 6 6 6 1 6 0 7 1

2.1.3 数量

2 2 5 6 枚分

2.2 ”情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（調達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、本役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクへの対策などを行うものとする。

2.3 I T利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、**G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9**による。

2.4 データ通信量は、50GByte/月以上の通信が可能であること。

2.5 グローバルI Pを付与できるS I Mであること。

2.6 必要により固定I Pを付与できるS I Mであること。

2.7 製品の輸送に係る送料は、本契約に含めるものとする。

3 その他の指示

3.1 納入場所

陸上自衛隊旭川駐屯地

3.2 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

3.3 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

3.4 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出て、その指示を受ける。

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。